制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の５の２の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の６第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

　　令和７年６月25日

鳥取県知事　　平　 井　 伸　 治

１　調達内容

（１）業務の名称及び数量

賀祥発電所水車発電機細密分解点検業務委託　一式

（２）業務の仕様

　　　入札説明書による。

（３）業務の期間

契約締結日から令和８年３月25日まで

（４）入札方法

ア 入札は、紙入札により行う。

イ 契約に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とするので、消費税及び地方消費税の額を含めた契約申込金額とすること（消費税不課税、非課税のものを除く。）。課税事業者にあっては、内訳として消費税及び地方消費税の額を含め記載すること。

２　入札参加資格

　　本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（１）政令第167条の４の規定に該当しない者であること。

（２）令和６年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が機械等（建物等以外）保守点検の機械（建物等以外）保守点検に登録されている者であること。

　　　なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年１月30日付発出第36号）第５条第１項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を、令和７年６月30日（月）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより４の（３）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに４の（３）の場所に必ず連絡すること。

（３）本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成７年７月17日付出第157号）第３条第１項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

（４）出力200kW以上の水力発電所の水車発電機の設置又は分解点検、組立の工事又は役務を元請として受注した実績があること。

　　ア 平成22年度以降に引渡の完了しているものに限る。

　　イ 発注者の公共、民間の別を問わない。

３　契約担当部局

　　鳥取県企業局経営企画課

４　入札手続等

（１）入札の手続に関する問合せ先

　　 〒680-8570　鳥取県鳥取市東町一丁目271

　　　鳥取県企業局経営企画課

　　 電話　0857－26－7443　ファクシミリ　0857－26－8193

（２）業務の仕様に関する問合せ先

　　 〒680-8570　鳥取県鳥取市東町一丁目271

　　　鳥取県企業局工務課

　　 電話　0857－26－7448　ファクシミリ　0857－26－8193

（３）競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

　　〒680-8570　鳥取県鳥取市東町一丁目220

　　　鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

　　 電話　0857-26-7431

（４）入札説明書等の交付方法

令和７年６月25日（水）から同年７月23日（水）までの間にインターネットの企業局ホームページ（https://www.pref.tottori.lg.jp/12470.htm）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

　　ア　交付期間及び交付時間

　 　　 令和７年６月25日（水）から同年７月23日（水）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前９時から午後５時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

　　イ　交付場所

（１）に同じ

（５）郵便等による入札

　　　不可とする。

（６）入札及び開札の日時及び場所

ア　入札日時

令和７年７月31日（木）午前10時

イ　開札日時

アに同じ

ウ　場所

〒680-8570　鳥取県鳥取市東町一丁目271　　　鳥取県企業局会議室（鳥取県庁第二庁舎２階）

５　入札参加者に要求される事項

（１）入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

（２）本件入札に参加を希望する者にあっては、２の入札参加資格に適合することを証明する書類を、４の（１）の場所に令和７年７月23日（水）午後５時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

（３）入札者は、（２）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

６　入札保証金及び契約保証金

（１）入札保証金

入札保証金は免除する。

（２）契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県企業局財務規程（昭和38年鳥取県企業管理規程第８号。以下「財務規程」という。）第65条の４に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、財務規程第65条第５項の規定によりその例によることとされる鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第112条第４項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

７　その他

（１）最低制限価格の設定

　　　本件入札には鳥取県企業局施設管理調達最低制限価格制度実施要領に基づき最低制限価格を設定しており、当該最低制限価格を下回る入札を行った者は失格とし、不落札で再度入札を行う場合において、次回以降の入札には参加させないものとする。

（２）入札の無効

　　　２の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

（３）契約書作成の要否

　　　要

（４）落札者の決定方法

　　　本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、財務規程65条の５の規定によりその例によることとされる会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

（５）手続における交渉の有無

　　　無

（６）その他

詳細は、入札説明書による。